

住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

国では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します。

【問い合わせ】内閣府価格高騰緊急支援給付金コールセンター(☎0120-526-145(土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後8時))または、地域福祉課価格高騰緊急支援給付金担当(☎212-8822)※詳細は、村公式ホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。



給付対象

次の①または②に該当する世帯

【①住民税非課税世帯】

基準日(令和4年9月30日)において、東海村に住民登録があり、**世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税**である世帯 ※▽世帯全員の住民税均等割が非課税であっても、他世帯の被扶養者のみで形成される世帯は対象となりません。▽令和4年1月2日以降に転入者がいる場合(単身世帯を含む)等は別途申請が必要です。

【②家計急変世帯】

令和4年1月以降に、予期しない原因により家計が急変し、**①の世帯と同様の事情にある**と認められる世帯 ※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

載された確認書を送付します。内容を確認し必要事項を記入の上、**同封の返信用封筒を郵便ポストへ投函**してご提出ください。

▽**令和4年1月2日以降に村内に転入した世帯員がいる場合… 申請が必要**です。役場総合案内(役場行政棟1階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類(令和4年1月1日時点でお住まいだった市町村が発行した非課税証明書等)を添えて、郵送またはお越しの上、ご提出ください。※村から確認書は送付されませんのでご注意ください。

【②家計急変世帯】

申請が必要です。役場総合案内備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類(令和4年1月以降に収入が減少したことを確認できる書類等)を添えて、郵送またはお越しの上、ご提出ください。

給付額

1世帯につき5万円 ※給付はいずれか1回限りとなります。

申請期限

令和5年1月31日(火)(当日消印有効)※期限を過ぎると給付を受けられませんので、ご注意ください。

申請方法等

【①住民税非課税世帯】

▽**令和4年9月30日以前から世帯の全員が村内にお住まいの場合…** 11月中旬に、村から対象と見込まれる世帯へ、給付内容や確認事項が記

申請書提出先

地域福祉課価格高騰緊急支援給付金担当(〒319-1192 東海3-7-1 役場行政棟4階)※**確認書による手続きの方は、郵送でのご提出にご協力をお願いします。**



価格高騰緊急支援給付金の『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください！

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。